

令和3年8月25日

## 新型コロナウイルス感染症防止対策における臨時休業の判断基準

掛川市教育委員会

### 1 臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の判断基準

(1)-① 感染者は確認されたが、学校内での感染拡大の恐れがない場合は、臨時休業は行わない。

(1)-② 感染者が確認され、学校内に感染拡大の恐れがある場合は臨時休業を行う。

	基準	範囲	期間
1	感染者が学級内に限定される場合	学級閉鎖	濃厚接触者が特定されるまでの間 ※目安：1～3日間
2	感染者が学年内に限定される場合	学年閉鎖	
3	感染者が複数の学年に跨る場合	休校	

(2) 学校全体の欠席者が10%を超えた場合は休校とする。

※詳細の判断基準は、別紙フローによる

### 2 留意事項

児童生徒の新型コロナウイルス感染が分かった場合、学校は児童生徒の感染状況を市教委に報告する。教育委員会と学校は、保健所及び学校医等から助言を得て、上記基準と「新型コロナウイルス感染に関する情報入手後の対応フロー（令和2年5月29日付（令和3年1月27日改定）」を参照して対応を検討する。

### 3 感染防止対策の徹底及び学習保障

学校は、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2021.4.28Ver.6)」及び掛学教第714号の通知のとおり感染防止対策を徹底するとともに、臨時休業や長期間の出席停止などにより登校できない児童生徒への学習保障として、授業のオンライン配信等持続可能な学習機会の提供に努める。